

「府立高等学校教育環境改善事業の実施に関する方針」の公表にあたって

大阪は全国的にも最も暑い都市の一つであることから、大阪教育委員会では、府立高等学校の教育環境の改善を図るため、普通教室等への空気調和設備の導入による「府立高等学校教育環境改善事業」を行います。

本事業の実施にあたっては、学校間における公平性の確保の観点から全校一斉にサービス供給を行うとともに、コスト縮減を図るため民間の資金と創意工夫を活用し、設計、工事施工、メンテナンス及びエネルギーの調達までを一括で委託する事業手法を採用します。

このため、本事業の実施及び事業者の選定における透明性と公平性の確保を目的として、「府立高等学校教育環境改善事業の実施に関する方針」を定め、事業内容、要求水準等についての方針を公表することとしました。

なお、この方針の公表後、サービスの要求水準、入札条件等の検討を行うにあたっての参考とするため、質問・意見を受け付けます。

平成 14年 11月 19日

大阪府教育委員会
教育長 竹内 脩

府立高等学校教育環境改善事業の実施に関する方針

平成 14年 11月 19日

大阪府教育委員会

- 目 次 -

1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業の概要	1
(2) 事業の実施方法等に関する事項	3
2. 受託事業者の募集及び選定に関する事項	4
(1) 受託事業者選定に関する基本的な考え方	4
(2) 選定の手順及びスケジュール	4
(3) 応募手続き等	5
(4) 入札参加資格者としての備えるべき参加資格条件等	7
(5) 提案内容の審査及び落札者選定に関する事項	12
3. 受託事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
(1) 予想される責任及びリスクの分類と府教委と受託事業者での分担	14
(2) 提供されるサービス水準	14
(3) 受託事業者の責任の履行に関する事項	14
(4) 府教委による事業の実施状況のモニタリング	14
4. 立地及び規模並びに措置に関する事項	15
(1) 施設の概要	15
(2) 学校施設の立地条件	15
(3) 学校施設の利用等に関する事項	15
5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	16
(2) 管轄裁判所の指定	16
6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方	16
(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置	16
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	17
8. その他、事業の実施に関し必要な事項	17
(1) 本事業において使用する言語	17
(2) 入札に伴う費用負担	17

様式 1 実施に関する方針等に関する質問書

様式 2 実施に関する方針等に関する意見書

【添付資料】

添付資料 1 要求水準の考え方

添付資料 2 サービス対価の支払いの考え方

添付資料 3 リスク分担表

添付資料 4 対象となる高等学校の一覧

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業の概要

1) 事業名称

府立高等学校教育環境改善事業 (以下「本事業」という)

2) 事業の実施主体

大阪府教育委員会 (以下「府教委」という)

3) 事業の目的

生徒の学力向上及び府立高等学校 (以下「府立高校」という) が行う夏季休業中を中心とした多様な取り組みの推進を図ることを目的に、府立高校の普通教室等に空気調和設備を導入することにより、室内を適温に保つためのサービスを提供する。

4) 事業の範囲

府教委が本事業の業務の実施のために契約を締結した者 (以下「受託事業者」という) は、府立高校 147 校 (サービス提供開始時) の普通教室等への空気調和設備の設計、工事施工、13 年間にわたる空気調和設備の提供及び維持管理、空気調和設備の使用にあたって必要となるエネルギーの調達及び本事業終了後の空気調和設備の府教委に対する所有権の譲渡並びにこれらに付随し、関連する一切の事業を行うものとし、対象となる事業の範囲は、以下のとおりとする。

なお、詳細については、【添付資料 1】「要求水準の考え方」に示す。

ア) 事前調査業務

イ) 設計業務

ウ) 空気調和設備の設置及び関連工事等業務

エ) 工事監理業務

オ) 空気調和環境提供業務

カ) 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達業務

キ) 維持管理業務

ク) 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務

ケ) 空気調和設備の移設業務

5) 受託事業者への支払い

府教委は、契約締結後、「府立高等学校教育環境改善事業 事業契約書」(以下「事業契約書」という) に定める額を、本事業のサービス対価として、割賦方式により受託事業者に対して

支払う。そのサービス対価の内訳は、前記4)「事業の範囲」のア)~ク)に係る費用とし、事業契約書に定める支払条件については、【添付資料2】「サービス対価の支払いの考え方」に示す。

なお、ク)の空気調和設備の移設業務の遂行により、別途、追加の工事費用等が生じる場合、府教委はこの移設に要する費用をサービス対価とは別途に受託事業者に支払うものとする。

6) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から平成29年3月31日までとする。

7) 事業スケジュール (予定)

設計・工事期間	平成15年6月～平成16年5月
サービス提供開始	平成16年6月1日
事業終了・所有権譲渡	平成29年3月31日

8) 関係法令等の遵守

本事業を遂行するに際しては、以下に掲げる関係法令を遵守すること。

計量法 (平成4年5月20日法律第51号)

消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)

労働安全衛生法 (昭和47年6月8日法律第57号)

電気事業法 (昭和39年7月11日法律第170号)

学校保健法 (昭和33年4月10日法律第56号)

建築基準法 (昭和25年5月25日法律第201号)

建築士法 (昭和25年5月24日法律第202号)

建設業法 (昭和24年5月24日法律第100号)

大阪府建築基準法施行条例 (昭和46年3月11日大阪府条例第4号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年4月14日法律第20号)

エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年6月22日法律第49号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年5月31日法律第100号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日法律第137号)

建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律 (平成12年5月31日法律第104号)

大阪府生活環境の保全等に関する条例 (平成6年3月23日大阪府条例第6号)

学校環境衛生の基準 (平成4年6月23日文部省体育局長裁定)

その他、本事業に係る法令等

9) 事業期間終了時の措置

受託事業者は、事業期間終了時に空気調和設備を府教委に無償で譲渡する。

10) 実施に関する方針の変更

府立高等学校教育環境改善事業の実施に関する方針（以下「実施に関する方針」という）は、公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、見直し、変更することがある。

なお、変更を行った場合には、その内容をホームページへの掲載、その他適宜の方法により速やかに公表する。

また、その変更内容が重要でスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールについても示すものとする。

(2) 事業の実施方法等に関する事項

1) 事業の実施方法

本事業の実施にあたっては、前項の(1)事業の概要に定める業務を一括して委託する。

2) 当該実施方法を行う理由

業務を一括して委託することにより、スケールメリットによる事業費縮減効果を期待する。また、設計、工事、維持管理及び空気調和設備の使用にあたって必要となるエネルギー調達を一括して業務を委託することで民間事業者の創意工夫を求め、適切なコストの管理をめざす。

2. 受託事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 受託事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、府立高校 147 校 (サービス提供開始時)の空気調和設備の設計、工事、維持管理業務及び空気調和設備の使用にあたって必要となるエネルギー調達全般について、一括して民間事業者に委託するものであり、また契約期間が長期間にわたることから安定性・継続性が求められる。

従って、受託事業者の選定に当たっては、サービスの対価の額をはじめ、環境への配慮、設計能力、施工能力、技術能力、維持管理能力、運営能力、資金調達能力等を総合的に評価する必要がある。

このため、受託事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札の採用を予定している。

なお、本事業は政府調達に関する協定 (WTO政府調達協定)の対象であり、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則」(平成 7年 12月 27日大阪府規則第 77号)等に基づいて実施する。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、下記のように予定している。

日 程 (予定)	内 容
平成 14年 11月 19日	実施に関する方針の公表
11月 22日	実施に関する方針の説明会の開催
11月 22日～11月 29日	実施に関する方針への質問・意見の受付
12月下旬	入札公告 (入札説明書公表) 実施に関する方針への質問・意見の回答
12月下旬～1月上旬	入札参加申請書の受付・参加資格の確認
平成 15年 1月上旬	資格要件の確認結果の通知
1月中旬	入札説明会の開催 (入札資料、仕様書等交付)
1月中旬～1月下旬	入札説明書・仕様書等への質問の受付
1月中旬～2月下旬	入札参加資格者による現地調査の実施
1月下旬	入札説明書・仕様書等への質問の回答
3月下旬～4月上旬	入札の実施 (提案書の受付)
5月上旬	落札者の選定 (審査の実施)
5月上旬～6月上旬	落札者の決定・契約締結

(3) 応募手続き等

1) 実施に関する方針の説明会

本事業に対する事業者の参入促進に向け、「実施に関する方針」についての説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項についての考え方を提示する。

<説明会>

ア) 日時及び場所

開催日時 平成 14年 11月 22日(金) 14:00 ~ 15:30

開催場所 大阪市天王寺区上汐四丁目 4番 25号
大阪府中小企業文化会館 4階 41号室

イ) 連絡先 大阪府教育委員会事務局施設課施設整備グループ

電話 06-6944-6898

2) 実施に関する方針への質問・意見の受付、回答

実施に関する方針に記載の内容に関して以下の要領により質問・意見を受け付ける。事業者等から受けた質問・意見は、入札条件等の検討を行うにあたっての参考とする。

また、質問・意見は、技術、ノウハウ等に関し、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、府教委の回答とともに公表するものとする。

ア) 受付期間 平成 14年 11月 22日(金) ~ 同月 29日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前 10時から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

イ) 提出方法 質問書(様式 1)及び意見書(様式 2)に記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出のこと。ただし、やむを得ない場合は、ファイルを持参又は郵送(受付期間内の消印あるもの)も可とする。

(質問書・意見書のファイル形式は Microsoft Excel のこと)

提出先 :大阪府教育委員会事務局施設課施設整備グループ

住所 :〒 540-0012 大阪府中央区谷町 2丁目 2番 20号

大手前ウサビル 2階

電話 :06-6944-6898 FAX :06-6944-6900

電子メールアドレス : kyoishisetsu@sbox.pref.osaka.jp

ウ)公表方法 入札公告を行う際に、入札説明書の添付資料として下記ホームページにより公表する。

ホームページ・アドレス(URL):

<http://www.pref.osaka.jp/kyoishisetsu/kuchou>

3) 入札説明書等の公表及び交付

実施に関する方針に対する事業者の質問・意見等を踏まえ、入札説明書等(入札公告、要求水準書、事業契約書(案)、実施に関する方針への質問・意見の回答等)を公表し関係図書を交付する。

4) 入札への参加申請、参加資格の確認

事業者に参加申請書及び資格確認に必要な書類の提出を求める。資格確認の結果は事業者に通知する。なお、参加申請書の提出方法・時期、資格確認に必要な書類の詳細等については、入札公告時に提示する。

5) 入札申請書、仕様書等の交付

入札への参加が認められた事業者(以下「入札参加資格者」という)に対し、入札申請書及び仕様書等を交付する。なお、入札申請書・仕様書等の交付図書は有償とする。

6) 入札参加資格者による現地調査の実施

入札参加資格者に対し、現地調査の機会を提供する。各校ごとに、平成15年1月中旬から同年2月下旬までの間で、一校あたり4日間程度(午後2時から午後5時まで×4回)の調査可能日の設定を予定している。現地調査を希望する入札参加資格者は、事前に各府立高校に予約を入れ、現地調査を実施するものとする。学校ごとの調査可能日については入札説明書又は同添付書類にて示す。

7) 入札説明書等に関する質問の受付、回答

入札参加資格者に対し、入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、入札申請書、仕様書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程、方法は、入札申請書、仕様書等の交付時に提示する。

8) 入札の実施(提案書の受付)

入札に参加した入札参加資格者(以下「入札参加者」という)に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。なお、提案書の審査に当たって、府教委が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うこともある。

なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

9) 落札者の選定

提案書の内容を外部の有識者等で構成される、審査委員会に諮り、総合的に評価・審査した後、落札者を選定し、入札参加者に通知する。

10) 事業契約等の締結

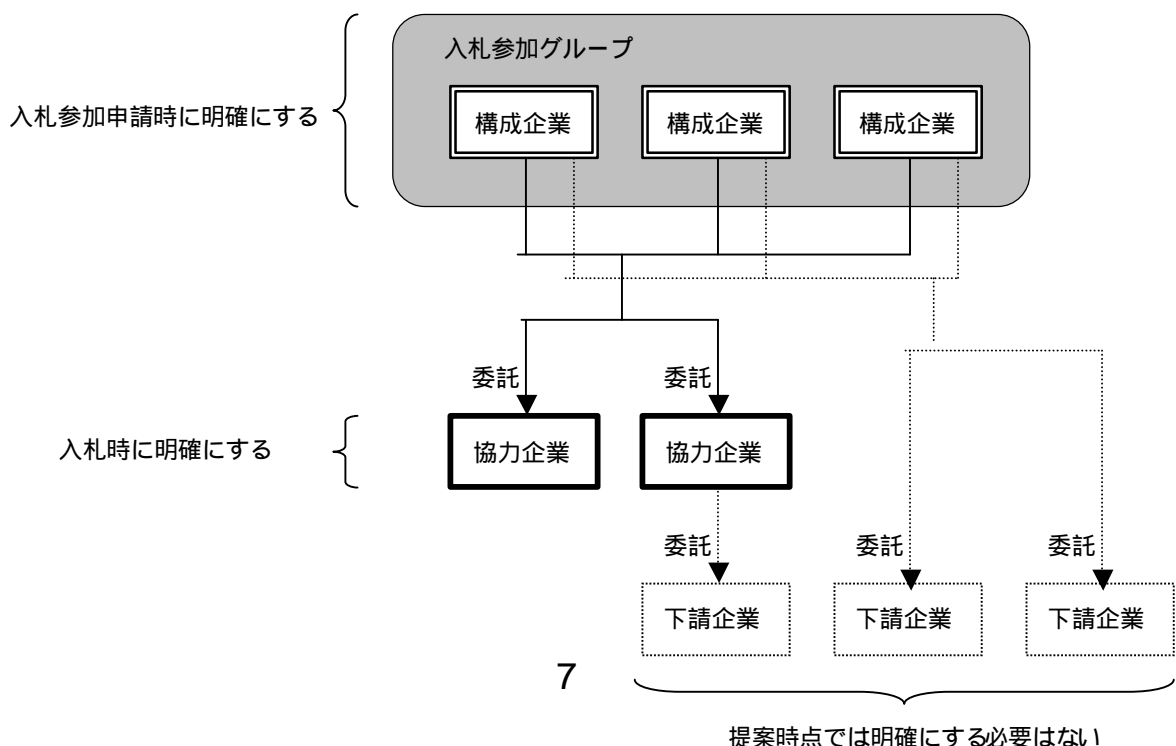
選定した落札者と府教委は、入札説明書に添付の事業契約書案に基づき、契約を締結する。この際、正式に落札者を受託事業者として決定し、ホームページ等により公表する。

(4) 入札参加資格者としての備えるべき参加資格条件等

1) 入札参加資格者の全体構成

入札参加資格者は単独企業又は複数企業により構成されるグループとする。(単独企業にあっても、以下、構成企業という)入札参加資格者がグループである場合は、グループの構成企業の中から代表者を定めるものとする。府教委から入札参加資格者への通知は全て代表者に対して行い、入札への参加申請後、入札参加者から府教委に対し、手続き、問い合わせ等を行う際も、その代表者を通じて行い、その他の構成企業からの手続き、問い合わせ等については受け付けない。

また、本事業の実施にあたり、受託事業者が業務の一部を他の事業者に委託することを妨げない。なお、受託事業者が他の事業者に委託を行う場合、その業務を遂行するにあたっての責任の大きさに応じて、「協力企業」と「下請企業」として分類する。また、これらの者への委託にあたっては、提供サービスの品質を確保するため、一定の条件を付すものとする。



2) 入札参加者の構成等

ア) 入札参加者の構成

入札参加者の構成は以下のとおりとし、入札参加者の構成の確認は資格審査時に行う。また、入札参加資格が認められた者においても、落札者の決定までの期間において、下記のいずれかの要件を満たさなくなった場合、その時点で原則として失格とする。

入札参加者の構成企業数の上限は5社とする。

入札参加者がグループの場合、本入札に参加を申請する時点において、グループの全ての構成企業からなる共同企業体（ジョイントベンチャー）（以下「JV」という）を組成する。

JVの構成企業は、事業期間を通じて、本事業を遂行する義務を連帯して負わなければならない。

JVの組成から解散まで、構成企業を変更又は追加することは原則として認めない。また、JVの組成後は、そのJVを本事業が終了するまで継続しなければならない。

入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

イ)構成企業の参加資格要件

入札参加者の各構成企業は、以下に示す参加資格要件を全て満たさなければならず、構成企業の参加資格要件の確認は、資格審査時に行う

事業者による構成企業の資格確認基準日は参加資格申請書の提出受理日とする。以後、落札者の決定までの期間において、入札参加資格者の構成企業がいずれかの要件を満たさないものとなった場合、その構成企業を含む入札参加資格者は原則として失格とする。

平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合又はその者の入札参加資格の再認定がなされた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

消費税及び地方消費税を完納していること。

都道府県税に係る徴収金を完納していること。

入札公告の日(平成14年12月下旬予定)から落札者の決定までの間に大阪府において指名停止の措置を受けていない者であること。

暴力団員が経営する企業又は暴力団員が実質的に経営を支配する企業でないこと。

事業に係る府教委のアドバイザー業務に関わる者(当該者から再委託を受けたものを含む。)でないこと。

ウ)その他

参加資格要件の他に、入札参加者及び入札参加者の構成企業が満たすべき条件を以下に示す。これら条件の達成の確認は、提案書の審査時に行う

入札参加者は、本事業に必要な空気調和設備を提供するための十分な資金を調達する能力を有すること。本能力の証明のために、入札関連資料として調達方法について記載した書面及び融資機関による関心表明書等の提出を求める。

入札参加者は、設計、施工、維持管理の各業務を行う者として必要な能力を有すること。但し、これら業務を担当する能力を有しない場合は、その能力を有する企業各1社を必ず以下の3)のア)に示す協力企業に含めなければならない。設計、施工、維持管理の各業務に必要なその能力の基準は、以下の5)に示す。

本事業の対象となる空気調和設備については、受託事業者が事業期間を通して所有するものとし、受託事業者以外の者が所有することは認めない。

3) 協力企業について

ア)協力企業の定義

協力企業とは、入札参加資格者の構成企業以外の者であり、入札参加資格者が本事業の提案を行うにあたってその業務の一部を委託する企業をいう

イ)協力企業に関する条件

入札参加資格者が協力企業へ委託する場合は、入札時に提出する提案書において協力企業の名称を示すものとする。

なお、協力企業に関する条件は、以下に示すものであり、これらの条件達成の確認については、提案の審査時に行う

各業務を担当する協力企業は、以下5)に示す「設計・施工・維持管理業務を行う者の資格要件」を満たさなければならない。

さらに、各協力企業は、前記2)のイ)において示した「構成企業の参加資格要件」の全てを満たすことを条件とする。この条件の確認を行うにあたっての基準日は提案書の提出受理日とする。以後、落札者の決定までの期間において、入札参加資格者の協力企業が前記2)のイ)のいずれかの要件を満たさなくなった場合、その協力企業への委託を提案に含む入札参加資格者の提案は要求水準を満たさないものとし、原則として失格とする。

協力企業は、他の入札参加資格者の協力企業となることはできない。これに反した場合、関係する入札参加資格者の提案は要求水準を満たさないものとして失格とする。

4) 下請企業について

ア) 下請企業の定義

下請企業とは、入札参加資格者の構成企業又は協力企業以外の者であり、かつ入札参加資格者が本事業の提案を行うにあたって、本事業に係る業務の一部を委託する企業をいう。

イ) 下請企業に関する条件

入札参加資格者は、本入札手続きの中においては、下請企業の名称や対象業務等を明らかにする必要はない。ただし、府教委と落札者による本事業の契約締結後、受託事業者として、業務の一部を下請企業に委託する場合は、事前に府教委の承諾を得なければならないものとする。

5) 設計・施工・維持管理業務を行う者に必要な能力の基準

ア) 設計業務を行う者に必要な能力の基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で定める特定建築物について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の施行について（昭和46年3月11日環衛第44号第2(3)に定める延べ面積から特定用途に付随する部分及び附属する部分を除いた床面積）（以下「特定用途の床面積」という）の7割以上に相当する諸室の空気調和設備を平成4年度以降に設計した実績を有すること。なお、この場合、設計元請業者からの一次下請けとしての実績も認めることとする。

建築士法に基づく、建築設備士の資格を持つ者が1名以上所属すること。

イ) 施工業務を行う者に必要な能力の基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で定める特定建築物について、特定用途の床面積の7割以上に相当する諸室の空気調和設備を平成4年度以降に工事した実績を有すること。なお、この場合、建設元請業者からの一次下請業者としての実績も認めることとする。

建設業法に基づく管工事に係る監理技術者の資格を有し、同法第3条第1項の規定により管工事に係る特定建設業の許可を受けた者が1名以上所属すること。

ウ) 維持管理業務を行う者に必要な能力の基準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で定める特定建築物について、特定用途の床面積の7割以上に相当する諸室の空気調和設備を平成4年度以降に維持管理した実績を有すること。なお、この場合、元請業者からの一次下請業者としての実績も認めることとする。

なお、提案書において、実績の契約に係る取引証明書及び契約書の写し等、本資格を満たすことを証明する資料の提出を求めることを想定している。

6) 落札者決定後のSPCの組成について

落札者の決定後において、落札者が構成企業および協力企業からなる特定目的会社（以下「SPC」という）の組成を希望する場合は、府教委と協議し承諾を得るものとする。

ただし、落札者はSPCの組成に起因して契約締結及び以後の事業実施のスケジュールに遅れが生じてはならない。

SPCは落札者及び協力企業が有する権利及び義務を全て継承するものとする。

落札者の構成企業は、事業期間を通じて、SPCの業務履行を連帯して保証しなければならない。

府教委は前記～の確保が困難と判断した場合、又はその他合理的な理由がある場合は、SPCの組成を認めない。この場合、落札者はSPCを組成することなく、本事業を遂行しなければならない。

(5) 提案内容の審査及び落札者選定に関する事項

1) 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者等で構成する審査委員会が行うものとする。

審査基準は、審査委員会で定める。

審査委員及び審査基準は、入札公告時に公表する。

審査は、入札価格、環境への配慮、空気調和設備の設計計画、工事施工計画、維持管理計画、資金計画等について、総合的に評価を行う。

落札者の決定は、府教委が審査委員会の審査結果に基づき行う。

2) 入札結果の公表方法

入札結果は、「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則」に基づき、大阪府公報により公示する。

3) 提出書類の取扱い

ア) 著作権

提案図書等の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他府教委が必要と認める時には、府教委は提案図書等の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案図書等については、本事業の公表以外には使用しない。

イ)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行なった入札参加者が負う

4) 入札保証金

大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)(以下「財務規則」という)第56条により入札参加者が見積もった契約希望金額の100分の2以上の額を入札保証金として徴収する。ただし、財務規則第61条第1号又は第2号に該当する場合は、その全部又は一部を免除することがある。

3. 受託事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と府教委と受託事業者での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、必要なサービスの質を確保した上で、より低廉なコストで提供することを目指すものであり、受託事業者が担当する業務については、受託事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として受託事業者が負うものとする。ただし、府教委が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、府教委が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

府教委と受託事業者の責任分担は、原則として【添付資料 3】「リスク分担表」に示すとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえ、必要な事項については入札公告時に示す。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求水準の考え方については、原則として【添付資料 1】「要求水準の考え方」に示すとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえ、必要な事項については入札公告時に示す。

(3) 受託事業者の責任の履行に関する事項

受託事業者は、府教委と取り交わす事業契約書に従い、誠意を持って責任を履行する。

なお、事業契約締結にあたって落札者は、財務規則第 67 条に基づき、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を府教委に収めるものとする。ただし、財務規則第 68 条に該当する場合は、その全部又は一部を免除することがある。

(4) 府教委による事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの実施

府教委は、受託事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務毎の要求水準書に規定した水準の達成を確認するため、事業の実施状況について、定期的にモニタリングを実施する。

また、府教委が必要と考える場合においては、随時に独自の方法により実施する。

府教委の実施するモニタリングに関して、受託事業者が行う必要な業務に係る費用は、受託事業者の負担とする。なお、具体的な方法については、入札公告時に示す。

2) 受託事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除の対象となる。なお、減額等の考え方については、入札公告時に示す。

4. 立地及び規模並びに措置に関する事項

(1) 施設の概要

1) 対象となる施設

府立高校の普通教室等を対象とする。

学校数 : 147 校 (サービス提供開始時)

室数 : 約 3,500 室

「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」の実施及びその他の事由 (以下「統合整備等」という) により、空気調和設備を府教委の負担で他の府立高校等に移設する。

移設に関する条件については、【添付資料 1】「要求水準の考え方」、【添付資料 2】「サービス対価の支払いの考え方」、及び【添付資料 3】「リスク分担表」No.33 に記載する。

(2) 学校施設の立地条件

対象となる府立高校の学校名、住所については、【添付資料 4】「対象となる高等学校の一覧」に記載する。学校毎の対象室数、広さ等については入札説明会の開催時に示す。

(3) 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空気調和設備の設置に必要な敷地及び既設の学校施設・設備については、府教委が無償で提供する。

ただし、各府立高校の校舎の屋上は、施設管理上の問題から、その使用は認めない。

また、熱源、屋外キュービクル等の設置に際し、障害物がある場合は、府教委又は各府立高校の指示に従い、受託事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とする。(例示 校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設など)

5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、府教委と受託事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

受託事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由毎に次の措置をとることとする。

1) 受託事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア) 受託事業者の提供するサービスが事業契約に定める府教委の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、府教委は受託事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出・実施を求めることができる。受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、府教委は事業契約を解約することができる。

イ) 受託事業者の構成企業が倒産し、又は受託事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、府教委は事業契約を解約することができる。

ウ) ア)又は、イ)の規定により府教委が事業契約を解約した場合は、事業契約書に定めるところに従い、府教委は受託事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

2) 府教委の事由により本事業の継続が困難となった場合

ア) 府教委の責めに帰する事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、受託事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

イ) ア)の規定により受託事業者が事業契約を解約した場合には、府教委は、受託事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

ア) 不可抗力その他府教委又は受託事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、府教委と受託事業者は、事業継続の可否について協議を行う

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等の措置等は想定していない。

8. その他、事業の実施に関し必要な事項

(1) 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

(2) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加の負担とする。

本事業に関する問い合わせ先：

大阪府教育委員会事務局施設課施設整備グループ

住所：〒540-8571 大阪府中央区谷町2丁目2番20号

電話：06-6944-6898

FAX：06-6944-6900

メール kyoishisetsu@sbox.pref.osaka.jp

なお、公平を期するため、回答にあたってはインターネットなどの媒体を活用し、公表を行うものとする(直接回答は行わない)。